

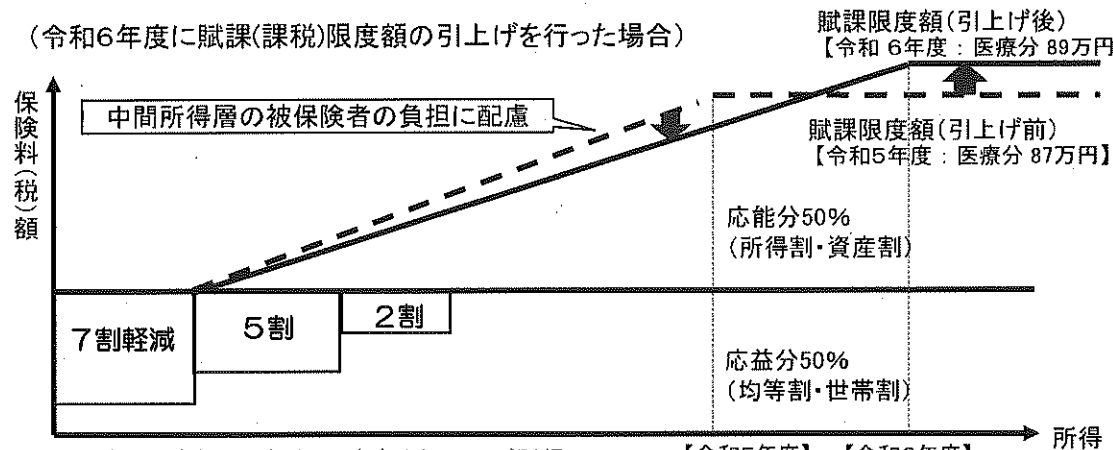
資料3

令和6年度の国保保険料(税)に係る賦課(課税)限度額の在り方(案)

○ 令和6年度においては、限度額(合計額)の超過世帯割合が引き上げ前において1.4%台となっている一方、**後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加**しており、**基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大**している。

※ 今般の推計は令和2年の所得を用いており、新型コロナの影響等により超過世帯割合が全体としては減少

○ このため、**令和5年度と同じ割合の世帯が、令和6年度においても賦課限度額到達世帯に該当するよう、医療分の賦課限度額を「2万円」(後期支援金等分+2万円)引き上げる**こととしてはどうか。



※ 賦課限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)【令和5年度】 【令和6年度】
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)

給与収入 約1,140万円/年金収入 約1,140万円
(給与所得 約960万円/年金所得 約960万円)

給与収入 約1,160万円/年金収入 約1,160万円
(給与所得 約980万円/年金所得 約980万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する令和3年度全国平均値で試算。【令和3年度】所得割率 8.89%、資産割額 11,327円、均等割額 30,480円、世帯割額 26,887円。同様の考え方で令和6年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,068万円/年金収入約1,068万円、2方式の場合には給与収入約1,160万円/年金収入約1,160万円。

● 賦課(課税)限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響(令和6年度(推計))(注4)

	医療分(計)		基礎賦課(課税)分		後期高齢者支援金等賦課(課税)分		介護納付金賦課(課税)分		合計	
	(据え置き)	(89万円)	(据え置き)	(65万円)	(据え置き)	(24万円)	(据え置き)	(17万円)	(据え置き)	(106万円)
年収400万円 (前年度伸び率)	30.7万円 (+3.2%)	30.5万円 (+2.7%)	21.4万円 (+1.1%)	21.4万円 (+1.1%)	9.2万円 (+8.2%)	9.1万円 (+6.6%)	2.7万円 (+2.8%)	2.7万円 (+2.8%)	33.3万円 (+3.2%)	33.2万円 (+2.7%)
限度額該当世帯 (前年度伸び率)	87.0万円 (+0.0%)	89.0万円 (+2.3%)	65.0万円 (+0.0%)	65.0万円 (+0.0%)	22.0万円 (+0.0%)	24.0万円 (+9.0%)	17.0万円 (+0.0%)	17.0万円 (+0.0%)	104.0万円 (+0.0%)	106.0万円 (+2.0%)

(注4) 中間所得層と高所得層(賦課(課税)限度額到達世帯)について、令和3年度実績に基づき、予算ベースで令和6年度における状況を推計したもの。

● 賦課(課税)限度額の引上げ(令和6年度)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
引上げ前	87万円	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後(引上げ幅)	89万円 (+2万円)	65万円 (増減なし)	24万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)	106万円 (+2万円)

● 限度額該当世帯の割合(令和6年度(推計))(注3)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
前年度(R5)	1.51%	1.41%	1.97%	0.92%	1.33%
引上げ前(R6)	1.61%	1.44%	2.25%	0.96%	1.42%
引上げ後(R6)	1.52%	1.44%	2.13%	0.96%	1.35%

(注3) 令和3年度国民健康保険実態調査に基づき、令和6年度における状況を推計したもの。

引上げにより、中間所得層の伸び率を抑えられる。

引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより伸びを抑制。